

介護老人保健施設ローズウッド国分 指定介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている介護老人保健施設短期入所療養介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあればご遠慮なくご質問ください。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 養心会
代表者氏名	理事長 木下 秀一郎
法人所在地	〒582-0026 大阪府柏原市旭ヶ丘 4 丁目 672 番地
連絡先	電話 072-978-6072 , FAX 072-978-2471

2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設 ローズウッド国分
介護保険指定事業者番号	大阪府指定 2754680011号
事業所所在地	〒582-0026 大阪府柏原市旭ヶ丘 4 丁目 672 番地
事業所責任者氏名	施設長 木下 牧里
連絡先 相談担当者氏名	電話 072-977-8980 , FAX 072-976-3512 平野智幸 池本誠子 堤あい

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	認知症の要介護状態と認定された利用者（初老期の認知症を含む）を対象とし、介護保険法令の趣旨に従って、一定の期間、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営方針	① 利用者を一時的にお預りする事で、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。 ② 「認知症の高齢者」についての知識の普及と理解を得るための情報交換の場、介護教室の開催等、地域に開放された事業所づくりに努めます。 ③ サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護する

	<p>ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わないことを方針とする。</p> <p>④ その他については、厚生省令に定める内容を遵守する。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 施設の職員体制

令和3年4月1日

	常勤 (人)	非常勤 (人)	実配置 (人)	業務内容
施設長	1		1.0	施設の運営管理
医師	1	1	0.3	医学的管理
薬剤師	1		0.1	薬剤管理・調剤
看護職員	5		4.1	看護業務
介護職員	10	1	10.6	介護業務
支援相談員	1		1.0	支援、相談
理学療法士	1		1.0	リハビリテーション
作業療法士		1	0.2	リハビリテーション
管理栄養士	1		1.0	献立作成・栄養指導
調理員	委託			調理
介護支援専門員	1		1.0	介護計画・行政手続き代行等
事務職員	2		2.0	事務業務一般・会計
その他				その他業務

(4) 入所定員等

定員	29人のうち空室利用とする
療養室	1人室(4室)・2人室(8室)・3人室(3室)

3. 提供するサービス内容、利用料、その他の費用について

(1) 提供するサービスの内容

- ① 短期入所療養介護計画の作成
- ② 食事、入浴、排泄、着替え等の介助
- ③ 日常生活上必要な介護
- ④ 日常生活上の中での機能訓練
- ⑤ 必要に応じての相談、援助

4. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した

場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 国分病院（精神科・内科）
- ・住 所 大阪府柏原市旭ヶ丘 4 丁目 672 番地
- ・TEL 072-978-6072

・協力歯科医療機関

- ・名 称 志紀ファミリー歯科
- ・住 所 大阪府八尾市志紀町 3 丁目 10 番地
- ・TEL 072-949-9414

5. 当事業所を利用するに当たっての留意事項

- ① 面会時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ② 利用料金について支払い困難な場合は相談に応じる。(分割支払・支払延期)
- ③ 飲食物・酒類の持ち込みは禁止する。
- ④ 事業所内は禁煙とする。
- ⑤ 金品等持ち込みはできません。(事務所で保管します)
- ⑥ 泥酔・闘争等の場合は利用を中断します。
- ⑦ 施設規律を破った場合は利用を中断します。

6. 通常の送迎の実施地域

柏原市、藤井寺市、羽曳野市、八尾市、その他市町村については相談致します。

7. 事故発生時の対応

- ①当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、速やかに事故にあった入所者の家族、市町村、居宅介護支援事業者に対し連絡を行う等の必要な措置を行います。
- ②施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の医療機関、協力歯科医療機関での診療を依頼します。
- ③利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

8. 非常災害対策

- ①非常災害通報システムにより全員に通報する。
- ②医療法人養心会が定める火災に関するマニュアルを適用する。
- ③併設病院との応援体制の強化を図る。
- ④消防、避難訓練 年2回実施（うち1回は夜間想定）する。

9. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理医又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

10. 高齢者虐待防止について

①当事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

イ、虐待を防止するための職員に対する研修の実施

ロ、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

ハ、その他虐待防止のために必要な措置（虐待防止に関する責任者の選定及び措置、成年後見制度の利用支援）

②当事業所は、サービス提供中に当該施設職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

11. 利用料その他の費用の額 <別表に表示>

①指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示）によるものとし、当該指定介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）の支払いを受けるものとする。

②法定代理受領以外の利用料については、居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示）の額とする。

③衣服のリース利用については指定業者との契約となり、その利用料は業者の定めるところにより業者に直接支払うものとする。

④保険外費用の額に変更があった場合は、1ヵ月前に御家族へ書面にて通知することとする。

<input type="checkbox"/> 日常生活用品費	内訳	タオル類、石鹸、シャンプー、ティッシュ、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉等
<input type="checkbox"/> 教養娯楽費	内訳	新聞、雑誌、折り紙、画用紙、色鉛筆、CD等 年間行事、誕生日会も含む
<input type="checkbox"/> 理美容費		顔そり（660円）、カット（1980円）、ヘアカラー（4180円）等

1 2. 利用料その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	<p>ア) 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し利用のあった月の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ) 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月初旬に利用者あてに交付します。</p>
②利用料、その他の費用の支払い	<p>ア) 利用料、その他の費用の支払いについては、請求月の 20 日までに支払うものとします。</p> <p>イ) 支払いの方法は、双方合意した方法にて行います。</p>
③領収書の発行	<p>事業者は、利用者からの費用の支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。</p>
<p>※利用料、その他の費用の支払いについて、支払日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払い督促から 10 日以内に支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。</p>	

利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用）について記載した領収書を発行します。

サービス提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、内容、金額その他必要な事項を記載した証明書を利用者又は家族に対して事業者は、交付します。

1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p> <p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。</p>
②個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

個人情報「取得」の際の利用目的

[介護サービスの提供に際して必要な利用目的]

1. ローズウッド国分内での利用

- ・ 利用者に提供する介護サービス
 - －当該利用者の介護サービスの質の向上
- ・ 介護サービスの利用者に係る管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計、経理
 - －事故等の報告
- ・ 事業者の管理運営業務のうち、
 - －介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - －学生の実習への協力
- ・ 介護保険事務
 - －国民健康保険団体連合会への介護給付費請求書の提出
 - －国民健康保険団体連合会又は保険者からの照会への回答

2. 他の事業者への情報提供を伴うもの

- ・ 利用者等に提供する医療・介護サービスのうち、
 - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －他の医療機関、介護サービス事業者等との連携
 - －他の医療機関等からの照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託
 - －訪問による歯科診療業務（志紀ファミリー歯科）
 - －家族等への病状、心身の状況説明
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3. その他（あれば具体的に記入）

上記等の利用目的で、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を使用させていただきます。

[追記]

利用者に対する利用状況、病名の問い合わせ及び面会等については、代理人の許可を得た者に限ります。

但し、事前に申し入れのある者についてはこの限りにありません。

1 4. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

1 5. サービス提供に関する相談、苦情について

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情又は相談のあった場合、利用者の状況を詳細に把握するように必要に応じ、状況の聞き取り、事情確認を行う。
- ・管理者は、看護又は介護に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行うと共に相談者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

匿名の苦情への対応を行うための処理体制・手順

- 意見箱・苦情箱等の設置 (有) 施設用、大阪府用、国保連合会用併用
- 設置場所・設置箇所数 (玄関カウンター：1箇所)
- 対応結果の公表 (有、公表方法：掲示場で公表)
- その他 (処理体制等) 施設長も入った苦情処理委員会で対策検討

<p>[事業者の窓口] 介護老人保健施設 ローズウッド国分</p>	<p>所在地 大阪府柏原市旭ヶ丘4丁目672番地 電話番号 072-977-8980 , FAX 072-976-3512 受付時間 午前9時から午後5時 担当者 事務長 碓本義一</p>
<p>市町村の窓口 柏原市 介護保険課</p>	<p>所在地 大阪府柏原市安堂町1番55号 電話番号 072-972-1501 , FAX 072-970-3108 受付時間帯 午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日休業)</p>
<p>[公的団体の窓口] 大阪府 国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06 - 6949 - 5418 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝祭日休業)</p>
<p>[大阪府の窓口] 大阪府庁 健康福祉部高齢介護室</p>	<p>所在地 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番22号 電話番号 06 - 6944 - 7203 (直通), FAX 06 - 6944 - 6670 受付時間帯 午前9時～午後6時(土・日・祝祭日休業)</p>

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年度厚生省令第37号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業 者	所在地	大阪府柏原市旭ヶ丘4丁目672番地
	法人名	医療法人 養心会
	代表者名	理事長 木下 秀一郎 印
	事業所名	介護老人保健施設 ローズウッド国分
	管理者名	施設長 木下 牧里
	説明者名 職名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。なお、双方の取り決め事項に関しては誠意をもって対応いたします。

また、利用目的にそった個人情報の使用についても同意いたします。

利用者	氏名	印
	住所	〒
	電話番号	
身元引受人	氏名	印
	本人との関係	
	住所	〒
	電話番号	